

平成22年度「独禁法中級講座」第4回—不公正な取引方法の禁止

平成22年7月20日（火）

根岸 哲

I はじめに

今回は、独禁法19条が禁止する不公正な取引方法の禁止（このほか、6条後段が不公正な取引方法に該当する国際的協定・契約の締結の禁止、8条5号が事業者団体による事業者に対する不公正な取引方法の強制・勸奨の禁止、10条1項後段をはじめ企業結合制限規定が不公正な取引方法による企業結合の禁止、をそれぞれ定めている）について取り上げる。

平成21年独禁法改正により、不公正な取引方法は、法定類型と指定類型とに区分けされることとなった。かつては、不公正な取引方法はすべて、課徴金納付命令の対象外であったが、法定類型の不公正な取引方法には課徴金が賦課されることとなった（20条の2～6）。

法定類型の不公正な取引方法とは、(i) 共同の供給拒絶、(ii) 差別対価による供給、(iii) 不当廉売、(iv) 再販売価格の拘束及び(v) 優越的地位の濫用の5類型である（2条9項1号～5号）。優越的地位の濫用に関連しては、その「特別法」ないし「補助立法」として、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的とする下請法（下請代金支払遅延等防止法）が制定されている。

指定類型の不公正な取引方法（2条9項6号）には、一般指定のそれと特殊指定のそれとがあり、一般指定には15類型の不公正な取引方法（①共同の取引拒絶（共同の供給を受けることの拒絶）、②その他の取引拒絶、③差別対価、④取引条件等の差別取扱い、⑤事業者団体における差別取扱い等、⑥不当廉売、⑦不当な高価購入、⑧ぎまんの顧客誘引、⑨不当な利益による顧客誘引、⑩抱き合わせ販売等、⑪排他条件付取引、⑫拘束条件付取引、⑬取引の相手方の役員選任への不当干渉、⑭競争者に対する取引妨害及び⑮競争会社に対する内部干渉）が指定され、特殊指定には新聞業、物流業及び大規模小売業につきそれぞれ特定の不公正な取引方法が指定されている。

なお、法定類型の不公正な取引方法のうち、(i) 共同の供給拒絶、(ii) 差別対価による供給、(iii) 不当廉売及び(iv) 再販売価格の拘束の4類型に対する課徴金の賦課は、10年以内に同一類型の不公正な取引方法を行ったことのあることが要件となっており、2回目に売上額の原則3%の課徴金が賦課される。これに対し、法定類型の(v) 優越的地位の濫用に対しては1回目から相手方との取引額（売上額又は購入額）合計の1%の課徴金が賦課される。法定類型の優越的地位の濫用と下請法及び法定類型の優越的地位の濫用と大規模小売業の特殊指定の適用関係が問題となるが、下請法の適用対象となる下請取引と大規模小売業の特殊指定の適用対象となる大規模小売業について、直ちに優越的地位の濫用として課徴金を賦課することも、實際上、公取委の裁量に委ねられている。

不公正な取引方法に関連しては、事業分野横断的に適用される一般的なガイドラインとして、流通・取引慣行ガイドライン（平成3年公取委事務局、最新改正平成22年1月1日）、不当廉売ガイドライン（平成21年公取委）及び優越的地位の濫用ガイドライン案（平成22年公取委）がある。排除型私的独占ガイドライン（平成21年公取委）にも、排除行為の典型例として、①商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価設定、②

排他的取引、③抱き合わせ及び④供給拒絶・差別的取扱いを掲げており、不公正な取引方法の検討においても参考になる。

II 公正競争阻害性

1 公正競争阻害性の3つの意味

不公正な取引方法は、行為要件と実質要件とから構成されているが、実質要件は、「正当な理由がないのに」、「不当に」又は「正常な商慣習に照らして不当に（な）」という用語によって定められている。実質要件は、いずれの用語が用いられていても、公正な競争を阻害するおそれ（以下、「公正競争阻害性」という。）があることを意味する（2条9項5号・6号。第一次育児用粉ミルク事件最判（昭和50））。このうち、「正当な理由がないのに」という用語によって実質要件が表現されている場合には、行為要件を満たすと、公正競争阻害性が認められることが多く、違法な不公正な取引方法とされる危険性が高いことを示している。これに対して、「不当に」又は「正常な商慣習に照らして不当に（な）」という用語によって実質要件が表現されている場合には、行為要件を満たしても、公正競争阻害性が認められることが多いとはいえ、個別具体的事案ごとに、公正競争阻害性が認められるか否かを検討する必要があることを示している。いずれの場合にも、公正競争阻害性の要件についての立証責任が公取委にあることに変わりはない。

公正競争阻害性には、一般に、（自由）競争の減殺、競争手段の不公正、（自由）競争基盤の侵害の3つの意味が含まれるものとして解釈・運用されている。

このうち、メインは、競争の減殺を意味する公正競争阻害性であり、最も多くの不公正な取引方法がこの意味での公正競争阻害性を要件としている。競争の減殺とは、より具体的には、競争の回避効果又は競争者の排除効果のあることである。競争の減殺を意味する公正競争阻害性を要件とするのは、法定類型のうち、(i) 共同の供給拒絶、(ii) 差別対価による供給、(iii) 不当廉売及び(iv) 再販売価格の拘束であり、指定類型のうち、①共同の取引拒絶（共同の供給を受けることの拒絶）、②その他の取引拒絶、③差別対価、④取引条件等の差別取扱い、⑤事業者団体における差別取扱い等、⑥不当廉売、⑦不当な高価購入、⑩抱き合わせ販売等、⑪排他条件付取引、⑫拘束条件付取引及び⑭競争者に対する取引妨害である。競争の回避効果又は競争者の排除効果の存否を判断するためには、通常、需要者からみた代替性の観点から、市場（＝一定の取引分野）の画定が必要となる。

競争手段の不公正とは、顧客の合理的な選択を歪める、取引の相手方の自由な選択を奪う、競争者の取引を不当な手段を用いて妨害するなど、不公正な競争手段を用いることである。競争手段の不公正を意味する公正競争阻害性を要件とするのは、指定類型の⑧ぎまんの顧客誘引、⑨不当な利益による顧客誘引、⑩抱き合わせ販売等、⑭競争者に対する取引妨害及び⑮競争会社に対する内部干渉である。

競争の基盤とは、取引の相手方が自由かつ自主的な判断により取引を行うことが確保されていることであり、したがって、競争基盤の侵害とは、取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することである。競争基盤の侵害を意味する公正競争阻害性を要件とするのは、法定類型では(v) 優越的地位の濫用、指定類型では⑬取引の相手方の役員選任への不当干渉である。

2 公正競争阻害性と「目的の合理性と目的達成方法の相当性」・「行為の広がり」との関係

競争の侵害を意味する公正競争阻害性の要件の判断においては、競争の回避効果又は競争者の排除効果が認められても、当該行為の目的に合理性があるその目的を達成する方法にも相当性が認められる場合には、独禁法1条の目的に照らして、公正競争阻害性が認められず、当該行為は不公正な取引方法に該当しないと判断されることがある。

公取委は、競争手段の不公正及び競争基盤の侵害を意味する公正競争阻害性の判断においては、行為自体に公正競争阻害性が内在しているという見解に与せず、従来、「行為の広がり」（行為の影響の大きさ）のあることを要件とするものとして解釈・運用してきた。

以下では、不公正な取引方法のうち重要な類型につき検討を加えることとしたい。

III 競争の侵害を意味する公正競争阻害性を要件とする不公正な取引方法

1 取引拒絶

法定類型(i)の共同の供給拒絶は、正当な理由がないのに、競争関係にある事業者が共同して、他の事業者に供給を拒絶する行為である。指定類型①の共同による供給を受けることの拒絶も、正当な理由がないのに、競争関係にある事業者が共同して、他の事業者から供給を受けることを拒絶する行為である。行為者が、直接、供給を拒絶し又は供給を受けることを拒絶する直接の取引拒絶と、行為者が、他の事業者に供給を拒絶させ又は供給を受けることを拒絶させる間接の取引拒絶とがある。

拒絶された相手方が他に代替的な取引先（購入先又は供給先）を見つけ出すことが困難になる場合に、競争者の排除効果が認められ、競争の減殺を意味する公正競争阻害性が認められる。しかし、当該行為の目的に安全性の確保（日本遊戯銃協同組合事件（8条5号）東京地判（平成9））や手形制度の信用維持（手形交換所の取引停止処分事件（8条5号）東京高判（昭和58））などの合理性があり、その目的達成方法に相当性が認められるときは、公正競争阻害性の要件を満たさないことになる。

指定類型②のその他の取引拒絶の典型例は、単独の取引拒絶である。しかし、事業者が単独で取引するか否か、取引するとしても誰と取引するかは、基本的に自由である。この自由のあることが競争の前提条件である。独禁法上違法又は不当な目的を達成するために行われる単独の取引拒絶は、競争の回避効果又は競争者の排除効果が認められることから（例えば、再販売価格の拘束を遵守しない事業者や安売事業者との取引を拒絶する場合には）、公正競争阻害性の要件を満たすことになる。

2 差別取扱い

差別対価には、法定類型(ii)の差別対価と指定類型③の差別対価とがある。前者は差別対価による供給のみを対象とし、「継続して」と「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」という要件と追加している点で、後者とは異なる。指定類型③の差別対価は価格に差を設けることであるのに対し、指定類型④の取引条件等の差別取扱いは価格以外の取引条件等に差を設けることであるが、基本的に違いはない。

売り手段階における競争者の排除効果が認められる差別対価は、不当廉売の場合と類似

し、連続している。いずれの場合にも、同等に効率的な事業者基準が採用され（トーカー事件東京高判、日本瓦斯事件東京高判（いずれも平成17））、行為者の価格がその総販売原価を超える場合には、これによって競争者の排除効果が生じても、独禁法は非効率な競争者を保護するものではなく、差別対価としても不当廉売としても違法とならない。差別対価も不当廉売も、不公正な取引方法として問題となるのは、行為者の価格が総販売原価を下回る場合であるが、差別対価の場合には当該価格が相手方又は地域によって差があることが必要である。例えば、有力な事業者が、その競争者と競合する販売地域又は顧客に限って総販売原価を下回る価格で廉売を行い、競争者の排除効果が認められる場合に、差別対価として問題となる。

買い手段階においては、競争者の排除効果又は競争の回避効果が認められるか否かが問題となる。例えば、有力な事業者が同一の商品について、取引価格やその他の取引条件等について、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、差別を受ける相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことになる場合に、差別対価又は取引条件等の差別取扱いとして問題となる（不当廉売ガイドライン5（1）イ（ア））。有力な事業者が、取引先の販売業者間の価格競争を止めさせるために、廉売業者には高価格で販売し、他の販売業者には低価格で販売する場合には、差別対価として問題となることがある（東洋リノリウム事件勧告審決（昭和55））。有力な事業者が、取引先の輸入品の取扱いを止めさせるために、積極的に輸入品を取扱う取引先のみに対し、販売価格を引き上げ、配送回数を減らすことが、取引条件等の差別取扱いとして問題となることがある（オートグラス東日本事件勧告審決（平成12））。

3 不当廉売

不当廉売には、法定類型(iii)の不当廉売と指定類型⑥の不当廉売とがある。旧一般指定6項の前段部分が法定化され、後段部分が一般指定に残った。法定類型(iii)の不当廉売は、正当の理由がないのに、供給に要する費用を著しく下回る対価で、継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にするおそれがあるものであり、指定類型⑥の不当廉売は、不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にするおそれがあることである。いずれの場合も、行為者の効率性を反映しない又は経済合理性のない低価格販売を対象とし、供給に要する費用（総販売原価）を超える価格のときは不当廉売規制の対象外である。

法定類型(iii)の不当廉売における、「供給に要する費用を著しく下回る対価」という要件は、可変的性質を有する費用（廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用）を下回る価格である場合に推定される。製造業の場合には製造原価が可変的性質を有する費用と推定され、販売業の場合には仕入原価が可変的性質を有する費用と推定される（不当廉売ガイドライン3（1）ア（エ）b(b)）。「継続して」とは、相当期間にわたって繰り返して廉売を行い又は廉売を行っている事業者の営業方針等から客観的にそれが予測されることであるが、毎日継続して行われることを必ずしも要しない。毎週末等の日を定めて行う廉売であっても「継続して」の要件を満たすことがある（同3（1）イ）。「他の事業者の事業活動を困難にするおそれがある」とは、現に事業活動が困難になることは必要ではなく、諸般の状況からそのような結果が招来される具体的な可能性が認められる場合を含む。「他の事業者」とは、通常、当該廉売事業者と競争関係にある者をいう（同3（2））。

これらの要件を満たす場合においても、(a)需給関係を反映する低価格のとき、(b)原材料の再調達価格が取得価格より低落している場合であって、商品や原材料の市況に対応する低価格のとき、(c)商品の価格を決定した後に原材料価格の高騰により供給に要する費用を著しく下回ることとなったとき、(d)生鮮食料品のように品質が急速に低下するおそれがあるもの、季節商品であって最盛期を過ぎたもの、(e)瑕疵のある商品については、公正競争阻害性は認められない(同3(3))。(f)新規参入の場合、新商品導入の場合も、これらに追加するべきであろう。

4 抱き合わせ

指定類型⑩の抱き合わせは、A商品(商品には、役務、技術、権利等を含む)とB商品という2つの商品を抱き合わせる場合(抱き合わせる場合に価格を割安とする場合を含む)であって、A商品(主たる商品)の高い人気、知的財産権の対象、有力な市場シェアなどを梃子としてB商品(従たる商品)の購入を余儀なくさせることにより、B商品の競争者の排除効果が認められる(他に代替的な取引先を容易に見つけ出すことができなくなる)場合(日本マイクロソフト事件勧告審決(平成10)、東芝昇降機サービス事件大阪高判(平成5))に、問題となる(排除型私的独占ガイドライン第2の4も参照)。

もっとも、競争者の排除効果が認められる抱き合わせであっても、その目的に効用保証、安全確保、品質保持、ブランドの信用維持、ノウハウの漏洩・流用防止などの合理性があり、その目的達成の方法に相当性が認められるときは、競争の減殺を意味する公正競争阻害性の要件を満たさないことになる。

5 拘束条件付取引

拘束条件付取引には、法定類型(iv)の再販売価格の拘束、指定類型⑪の排他条件付取引のほか、指定類型⑫の拘束条件付取引が含まれる。

法定類型(iv)の再販売価格の拘束は、通常、必然的に、ブランド内の価格競争回避効果が認められ公正競争阻害性の要件を満たすものと判断される(第一次育児用粉ミルク事件最判(昭和50))ことから、再販売価格の「拘束」か(契約上の拘束があるか、又は何らの人為的手段を用いることによって当該価格で販売するようにさせているか)否かが争点となるのにとどまる。行為者が販売業者(卸売業者又は小売業者)の販売価格を定めて自ら直接「拘束」する場合は2条9項4号イであり、行為者が小売業者の販売価格を定めて卸売業者をして維持させ、間接的に「拘束」する場合は同ロである。委託販売の場合に委託者が受託者の販売価格を拘束しても再販売価格の拘束には該当しない。

排他条件付取引は、相手方が競争者と取引しないことを条件として取引し(排他的リベートの供与を含む)、競争者の取引の機会を減少させることにより、競争者が他に代替的な取引先を容易に見いだすことができず、競争者(既存の競争者も新規参入者も含む)の排除効果が認められる場合に問題となる(東洋精米機事件東京高判(昭和59))。競争者の排除効果が認められるか否かは、対象商品の市場全体の状況、当該制限を実施するメーカーの市場における地位、制限の対象となる販売業者の数及び市場における地位、当該制限が販売業者の事業活動に及ぼす影響などを総合的に考慮して判断される(流通・取引慣行ガイドライン第2部第二2(注5)、排除型私的独占ガイドライン第2の3(2))。

拘束条件付取引は、法定類型(iv)の再販売価格の拘束又は指定類型⑩のほか相手方と取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を拘束する条件をつけて、取引の相手方と取引することであるが、競争の回避効果（ブランド内の価格競争の回避効果）又は競争者の排除効果が認められる場合に問題となる。販売地域の制限（積極販売の制限、消極販売の制限）、販売先の制限（帳合い取引の義務付け、仲間取引の禁止、安売業者への販売禁止）、販売方法の制限（インターネット販売の禁止、価格広告の禁止）などが問題となる（流通・取引慣行ガイドライン第2部第二3、4及び5）。

6 競争者に対する取引妨害

指定類型⑬競争者に対する取引妨害は、競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を妨害し、競争者の排除効果又は競争の回避効果が認められる場合に問題となる。

例えば、東芝昇降機サービス事件大阪高判（平成5）、東急パーキングシステムズ事件勧告審決（平成16）などでは、耐久性のある機械装置の補修部品の独占的供給者であるメーカー系保守業者が独立系保守業者に対し当該補修部品の供給を相当期間遅延させ、当該機械装置の所有者・管理者が独立系保守業者との保守契約を解除してメーカー系保守業者へと切り替えさせたことが、競争者に対する取引妨害に該当するとされた。輸入総代理店による、①海外ルートの流通ルートからの並行輸入品の入手妨害、②取引先販売業者に対する並行輸入品の取扱い制限、③取引先卸売業者に並行輸入品を取り扱う小売業者との取引を拒絶させること、④並行輸入品の買い占め、⑤並行輸入品の修理の拒否などにより、ブランド内の価格競争の回避効果が認められる場合にも問題となる（流通・取引慣行ガイドライン第3部第三2（4））。

IV 競争手段の不正を意味する公正競争阻害性を要件とする不正な取引方法

1 不当な顧客誘引

指定類型の⑧ぎまんの顧客誘引と⑨不当な利益による顧客誘引は、いずれも顧客の合理的な選択を歪めることから、競争手段の不正を意味する公正競争阻害性が認められるものである。公取委は、「行為の広がり」が公正競争阻害性の要件として必要であると解釈・運用している。

ぎまんの顧客誘引の典型例は不当表示・誇大広告であり、不当な利益による顧客誘引の典型例は過大な景品付き販売であり、四大証券会社による損失補填が不当な利益による顧客誘引とされたこともある（野村証券事件勧告審決ほか（平成3））。

なお、不当表示と過大な景品付き販売を規制する景表法は、平成21年、独禁法の特例法から純粋に消費者法に性格転換し、その目的も「公正な競争の確保」から「一般消費者の自主的かつ合理的な選択の阻害防止」へと変更された。しかし、その実体規制の内容に実質的な変化はない。従来から、景表法は、一般消費者を誤認させるおそれのある表示それ自体を競争への影響と無関係に禁止するように解釈・運用されてきたからである。また、過大な景品付き販売についても、従来の公取委の景品類告示がそのまま維持されている。

2 抱き合わせ

指定類型⑩の抱き合わせは、上述のように、競争者の排除効果という競争の減殺を意味する公正競争阻害性が問題とされる場合と、ドラクエⅣ（藤田屋）事件勧告審決（平成4）のように、取引の相手方の選択の自由を奪うという競争手段の不正を意味する公正競争阻害性が問題とされる場合とがある（不要品強要型ともいわれる）（東芝昇降機サービス事件大阪高判（平成5）も参照）。

3 競争者に対する取引妨害

指定類型⑬の競争者に対する取引妨害は、上述のように、競争者の排除効果又は競争の回避効果という競争の減殺を意味する公正競争阻害性が問題とされる場合と、競争手段の不正を意味する公正競争阻害性が問題とされる場合とがある。後者の場合には、競争者の事業活動に対する物理的妨害、競争者又はその商品に対する誹謗中傷や偽物呼ばわり、競争者の従業員の組織的引き抜きなどが競争者に対する取引妨害に該当するとされることがある。

第一興商事件審判審決（平成21）では、通信カラオケ機器第1位の事業者が、通信カラオケ事業者にとって重要な楽曲を管理する事業者2社に対し、競争者の通信カラオケ機器で当該管理楽曲を使用することを承諾しないようにさせるとともに、通信カラオケ機器の卸売業者等に対し、競争者の通信カラオケ機器では当該管理楽曲が使用できなくなる旨を告知していたことが、競争手段の不正を意味する公正競争阻害性が認められ、競争者に対する取引妨害とされた。「行為の広がり」も公正競争阻害性の要件として判断されている。

V 競争基盤の侵害を意味する公正競争阻害性を要件とする不正な取引方法—優越的地位の濫用

法定類型（v）の優越的地位の濫用は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、（イ）購入・利用強制（押し付け販売）、（ロ）協賛金等の負担・従業員の派遣の要請、又は（ハ）（a）受領拒否、（b）返品、（c）支払遅延、（d）減額、（e）取引の対価の一方的決定若しくは（f）その他取引条件の設定・変更・実施を行うことである。

優越的地位は、行為者が取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあればよく、行為者が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的な地位にあることは必要ではない。公取委の解釈によれば、取引の相手方が行為者との取引の継続が困難になると事業経営上大きな支障をきたす事情にある場合に、行為者は取引の相手方に対し取引上優越した地位にあるということになる。この判断においては、取引の相手方の行為者に対する取引依存度、行為者の市場における地位、取引の相手方の行為者以外の取引先変更の可能性、その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮される（優越的地位の濫用ガイドライン案）。正常な商慣習に照らして不当にとは、競争基盤の侵害を意味する公正競争阻害性が認められることであり、取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することである。

したがって、優越的地位の濫用とは、行為者がその優越的地位を利用して取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害することである。（イ）購入・利用強制であれ

ば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、取引に係る商品等の購入を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、事業遂行上必要としない商品等の購入の要請を受け入れざるを得ない場合に、問題となる（カラカミ観光事件勧告審決（平成16））、三井住友銀行事件勧告審決（平成17）、大和事件排除措置命令（平成21））。（ロ）協賛金等の負担・従業員の派遣の要請であれば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金等の負担（エコス事件排除措置命令（平成20））・従業員の派遣（ヤマダ電機事件排除措置命令（平成20））を要請する場合であって、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、取引の相手方が得る直接の利益を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合に、問題となる。（ハ）の(a)受領拒否であれば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合に、問題となる。(b)返品であれば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合に、問題となる（島忠事件排除措置命令（平成21））。（c）支払遅延であれば、優越的地位にある事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合に、問題となる。（d）減額であれば、優越的地位にある事業者が、商品等を購入した後において、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合に、問題となる（マルキョウ事件排除措置命令（平成20））。（e）取引の対価の一方的決定であれば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価（ユニー事件勧告審決（平成17））又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合に、問題となる。（f）その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等であれば、優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、問題となる（セブンイレブン事件排除措置命令（平成21））。いずれについても優越的地位の濫用ガイドライン案参照）。